

行政のDX化について

中央大学国際情報学部

石井 夏生利

石井夏生利

研究分野

情報法、プライバシー・個人情報保護法

担当科目

法学概論
情報プライバシー権法
ICTビジネスと公共政策 等



主な学歴・経歴

東京都立大学卒業
中央大学大学院法学研究科国際企業関係法専攻博士後期課程修了 博士(法学)
弁護士業務
ユニ・チャーム株式会社法務部
情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科 助教、講師、准教授
筑波大学図書館情報メディア系准教授
情報ネットワーク法学会理事

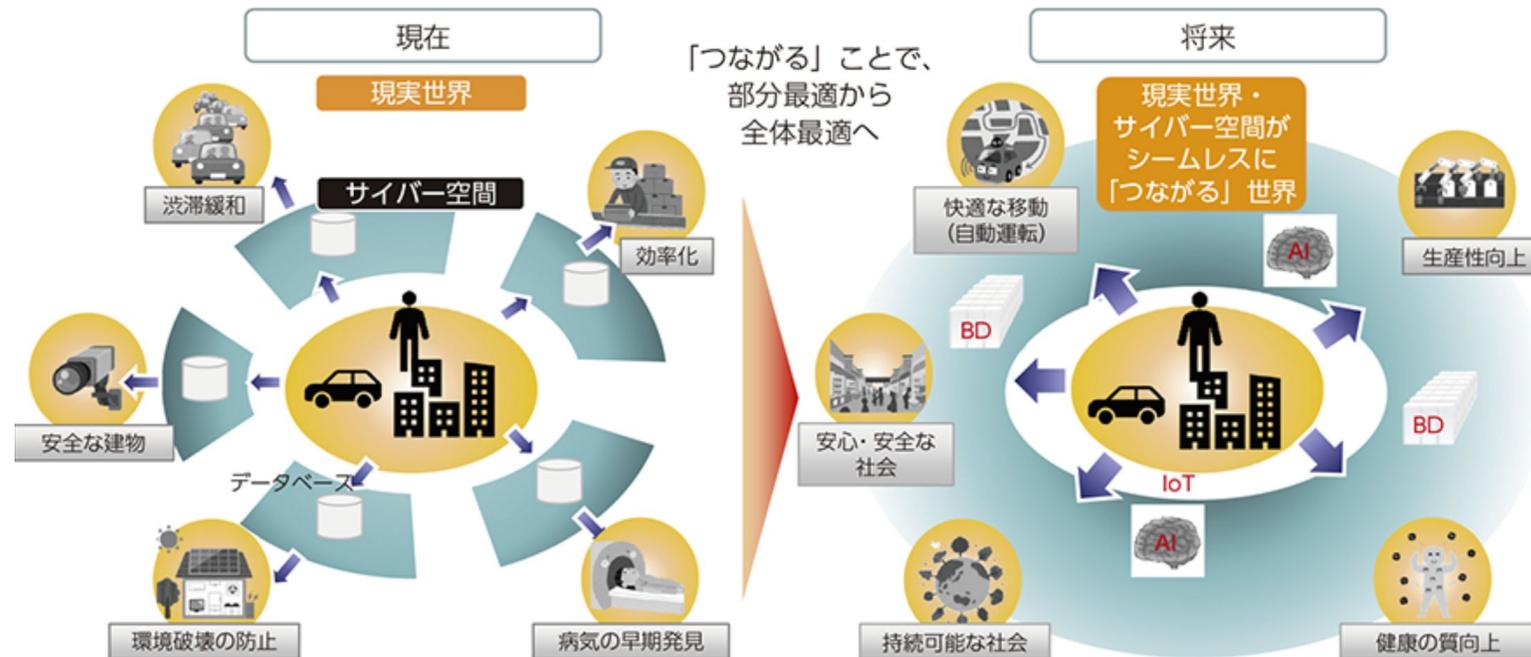
主な業績・活動

- ・「新版 個人情報保護法の現在と未来－世界的潮流と日本の将来像」(勁草書房) 【著書】
- ・「個人情報保護法の理念と現代的課題－プライバシー権の歴史と国際的視点」(勁草書房) 【著書】
- ・総務省情報通信政策研究所特別研究員
- ・総務省情報通信審議会委員

(<https://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/itl/teacher/teacher02/>)

デジタルトランスフォーメーション

- Digital Transformation, DX
- ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること
 - ✓ ウメオ大学(スウェーデン)のエリック・ストルターマン(Erik Stolterman)教授によって2004年に提唱された概念



DX推進のための政策の加速

- 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2020年7月17日閣議決定)
- 「デジタル・ガバメント推進方針」(2017年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)
- 「デジタル・ガバメント実行計画」(2020年12月25日閣議決定)
- デジタル改革関連法の成立(2021年5月12日)
 - ✓ デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、**デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律**、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律
- デジタル庁発足(2021年9月1日)
- デジタル田園都市国家構想基本方針(2022年6月7日閣議決定)

— 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

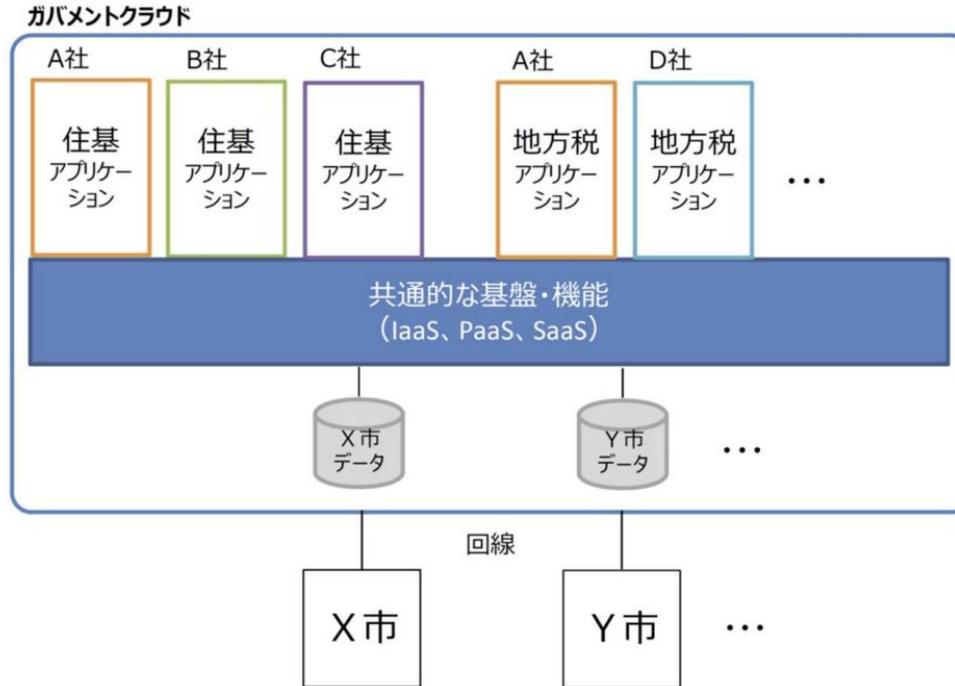
【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）（抄）】

- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。



1. デジタル田園都市国家構想の基本的な考え方～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～

構想の背景

- デジタルは地方の社会課題（人口減少、過疎化、産業空洞化等）を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉。
- このため、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーションを積極的に推進する。

意義・目的

- 様々な社会課題に直面する地方において、デジタル技術の進展を背景に、その活用によって地域の個性を活かしながら地方の社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速する。
- 構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、地方から全国へとボトムアップの成長を推進する。

取組の前提

○デジタルの力を活用する意義

デジタルの活用により、距離の壁を越えて高い付加価値の創出や、地方へのビジネス、人材の流れの創出を図る。

○構想の実現に向けた価値観の共有

Well-being、Sustainability（持続可能性）、Diversity（多様性）など多様な価値観を通じて住民の主体的な参画と協力を引き出し、世界に発信できる魅力ある地域づくりを実現。

○共助による取組の力強い推進

地域内外のリソースを有効活用するため、シェアリングエコノミーやPPP/PFI手法等を活用するとともに、共助のビジネスモデルを構築する。

○各主体の役割分担と連携による取組の推進

国は構想の中長期的な方向性を示し、地方の自主的・主体的な取組を支援。地方は、自らが目指すべき理想像を描き、その実現に向けた取組を推進。あわせて、民間企業、大学などの多様な主体が連携し、地域一丸となって取り組む。

○取組の可視化・効果検証

構想実現に向けた取組のKPIを設定し、その達成に向けたロードマップを年末までに作成し、取組の着実な進捗を図る。

○国民的な機運の醸成

構想の実現に向けた地域の取組を広く募集し、特に優れたものを表彰する「Digi田甲子園」を開催。

○これまでの地方創生に係る取組の継承と発展

これまでの地方創生の取組をデジタルの力でさらに発展。また、デジタルによらない従来の地方創生の取組を引き続き推進。

2

DXの基盤となる制度(の1つ): マイナンバー制度

• 元々は「社会保障・税に関わる番号制度」

- ✓ より公平・公正な社会、社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会、行政に過誤や無駄のない社会、国民にとって利便性の高い社会、国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会
- ✓ 付番、情報連携、本人確認の3つの仕組みで構成される社会基盤

(「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針 —主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築 —」(2011年1月31日)(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/110131/honbun.pdf>))

• マイナンバー法の成立(2013年5月24日)

✓ 基本理念(第3条1項)

- 一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、**国民の利便性の向上及び行政運営の効率化**に資すること。
- 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
- 三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、**国民の負担の軽減**を図ること。
- 四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、**その管理の適正を確保**すること。

地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会

- 開催状況

- ✓ 2020年11月2日～2022年7月28日(全14回)

- 自治体DX推進計画(2020年12月25日)

- ✓ 2022年5月以降の検討会では、自治体DX 推進計画改定案の修正案等を検討

自治体DXの推進について

背景

- 骨太の方針2020（R2.7.17閣議決定）では「総務省は、地方自治体のAI・RPA活用、セキュリティも踏まえた最適なクラウド化やデジタル人材不足の解消を中心にICT化を抜本的に進める計画を年内に策定し、具体的なKPIを設定して取組を加速する。」とされた。

➡ 「自治体DX推進計画」の策定（R2.12.25）

計画策定の趣旨

- 「デジタル・ガバメント実行計画」（R2.12.25閣議決定）における自治体情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、**国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要。**
- 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、**自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定するもの。**

計画の概要

1. 計画期間 R3.1～R8.3

2. 自治体におけるDX推進の意義

- ・ デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上
- ・ 業務効率化を図り人的資源を行政サービスの更なる向上につなげる
- ・ データ様式の統一化等を図りつつ、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出される

3. 自治体に取り組む施策等

- ・ 推進体制の構築（組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成など）
- ・ 6つの重点取組事項
 - ①自治体情報システムの標準化・共通化
 - ②マイナンバーカードの普及促進
 - ③行政手続のオンライン化
 - ④AI・RPAの利用推進
 - ⑤テレワークの推進
 - ⑥セキュリティ対策の徹底
- ・ その他の取組事項 地域社会のデジタル化（デジタルデバイド対策を含む）など

自治体への支援

- 財政支援（デジタル基盤改革支援補助金（2,105億円（R2.3次補正＋R3補正））
地方交付税（地域デジタル社会推進費の創設）など）
- 自治体DX推進手順書（DX計画を踏まえて、DXに着実に取り組めるよう想定される作業やスケジュール等を示すもの）

総務省「自治体DX推進計画(概要)」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000786411.pdf)

自治体DX推進手順書 趣旨及び構成

趣 旨

- 総務省では、昨年末に、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定。
- 自治体が、本計画を踏まえて、着実にDXに取り組めるよう、今般、自治体DX推進手順書を作成。
- 全国統一的な取組みとなる「自治体情報システムの標準化・共通化」及び「自治体の行政手続のオンライン化」については、作業手順を示す手順書を個別に作成するとともに、先行する自治体の事例をまとめた参考事例集も提供。

構 成

自治体DX全体手順書【第1.0版】	DXを推進するに当たって想定される一連の手順（DXの認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DXの取組みの実行）を示すもの
自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】	自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの
自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】	自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等を示すもの
参考事例集【第1.0版】	DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、先行する自治体の事例を集めたもの

※ 国の取組みの進捗等を踏まえて、適宜見直す。

「自治体DX推進計画」において、自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項として、「すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する」としており、今般、自治体の事業検討・実施に資するよう、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」を作成しました。

- [地域社会のデジタル化に係る参考事例集](#) 

(参考)各種ガイドライン等

<重点取組事項>

- [マイナンバーカード交付円滑化計画の改訂について\(令和2年10月27日付け総行住第181号\)](#) 
- [マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について\(令和元年9月11日付け閣副第396号・府番第117号・総行情第49号・総行住第83号\)](#) 
- [自治体におけるRPA導入ガイドブック\(令和3年1月総務省\)](#) 
- [自治体におけるAI活用・導入ガイドブック\(令和3年6月総務省\)](#)
- [地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き\(令和3年4月総務省自治行政局公務員部\)](#) 
- [地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン\(令和2年12月版総務省\)](#) 
- [次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について\(令和2年8月18日付け総行情第109号\)](#) 

<自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項>

- [地域におけるSociety5.0の推進関連施策集\(令和3年度版\)\(令和3年4月16日地域Society5.0推進連絡会議\)](#) 
- [地域におけるデジタル活用支援の推進について\(令和3年1月29日付け総行情第14号・総行応第25号・総行地第7号・総行過第2号・総情活第1号\)](#) 
- [地域におけるデジタル活用支援の事例について\(令和3年3月29日付け総務省自治行政局地域振興室事務連絡\)](#) 

<その他(※デジタル・ガバメント実行計画記載の事項)>

- [地方公共団体における押印見直しマニュアル\(令和2年12月18日付け規制改革・行政改革担当大臣通知\)](#) 

地方税における電子化の推進に関する検討会

• 令和3年度取りまとめ(2021年11月15日)

地方税務手続の電子化については、一定の進展が見られるが、デジタル手続法の趣旨を踏まえ、引き続き、電子化の推進を図る必要。「申告・申請手続」、「納付手続」、「処分通知等」及び「他機関との情報連携等」について、次の施策を講ずるべき。

1. 申告・申請手続のオンライン化
 - (1) 対象手続の拡大
 - (2) eLTAX利用率の更なる引上げに向けた取組
2. 納付手続のオンライン化
 - (1) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大
 - (2) eLTAXを通じた納付の利用拡大に向けた取組
3. 処分通知等のオンライン化
4. 他機関との情報連携等

<基本的な考え方>

- 納税者が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、オンライン化を行う。
- 地方団体においても、独自の申告・申請手続のオンライン化が検討・実施されている現状を踏まえ、全国統一的なオンライン化について、その速やかな実現に向けた道筋を明らかにする。

<具体的な対応方針>

- 「行政手続等の棚卸結果等(令和2年度調査)」に列挙されている手続について、以下の視点から分類を行い、オンライン化を進めるべきである。

1. 申告・申請項目の入力フォーマットを作り込むもの(専用画面での入力+添付資料の送信)

対象

- ・ 納税者による申告・申請の反復性が、高いと考えられるもの
- ・ 多くの地方団体において、送られてきたデータを基幹税務システムに対し、直接反映する必要性が高いと考えられるもの

例: 個人住民税の申告、地方たばこ税の申告、ゴルフ場利用税の申告、軽油引取税の申告

実装時期

令和7年末までの出来るだけ早い時期

(eLTAXの次期更改を令和8年度に予定していることを踏まえ、令和6年度末までを基本とする。)

2. 添付資料の送信のみで対応するもの

対象

- ・ 納税者による申告・申請の反復性が、低いと考えられるもの
- ・ 多くの地方団体において、送られてきたデータを基幹税務システムに対し、直接反映する必要性が低いと考えられるもの

例: 災害等による期限の延長の申請、地方税の予納の申出、納税管理人の申告・申請

実装時期

令和7年末までの出来るだけ早い時期

(システム改修が比較的小規模であることから、令和4年度以降順次対応する。)

3. eLTAX以外でのオンライン化を検討するもの

対象

他省庁と連携して検討するもの、民間事業者のシステムで対応するもの

例: 狩猟税の申告(狩猟者登録申請のオンライン化と併せて検討)、ふるさと納税ワンストップ特例申請(申告特例通知書の送付の求め)

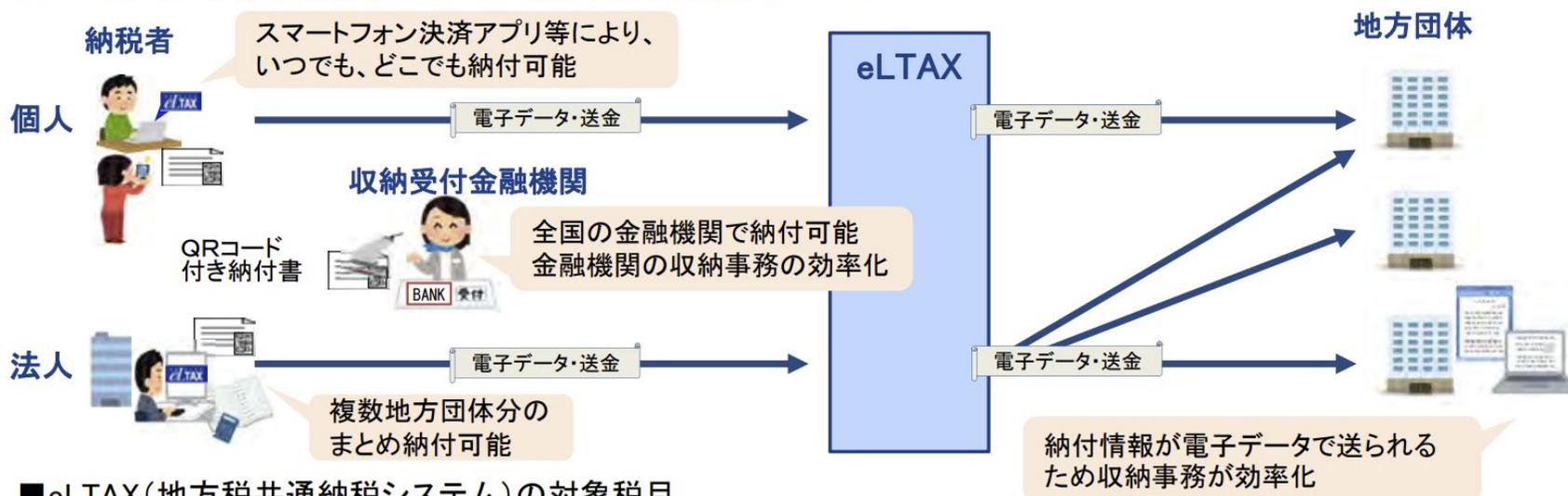
- 検討対象手続のうち、申告税目の申告手続については、申告手続のオンライン化を実現することで、その後続く電子納付も可能となる。
- また、賦課税目ではあるものの、必要に応じた申告手続が定められている個人住民税についても、一定程度の件数の申告が行われている。
- そこで、以下の申告手続については、納税者の利便性の向上等の観点から、納税者や地方団体の意向を踏まえながら、オンライン化について優先的に検討を進めていくべきである。

税目	検討状況等	実施時期(予定)
地方たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別徴収義務者等からオンライン化を希望する意見もあり、また、地方団体の収納事務の効率化に資するものと考えられる。 ○ 業界団体や地方団体の意見を聞きながら、実務的な課題を整理しつつ、早期のオンライン化を実現する。 	令和5年10月
ゴルフ場利用税		
入湯税		
軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申告手続のオンライン化のほか、現在紙ベースで行われている免税手続の取扱い等について様々な検討が必要。 ○ 今後、地方税共同機構の軽油引取税部会における検討状況を踏まえつつ、業界団体や地方団体の意見を聞きながら、オンライン化の実現に向けた検討を進める。 	令和6年10月
個人住民税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地方団体において、独自に申告手続のオンライン化に向けた取組が行われており、全国統一的なオンラインによる申告手続の実現に向けた検討の着手が必要。 ○ 今後、地方団体の意見を聞きながら、オンライン化の実現に向けた検討を進める。 	令和6年度 から 令和7年末

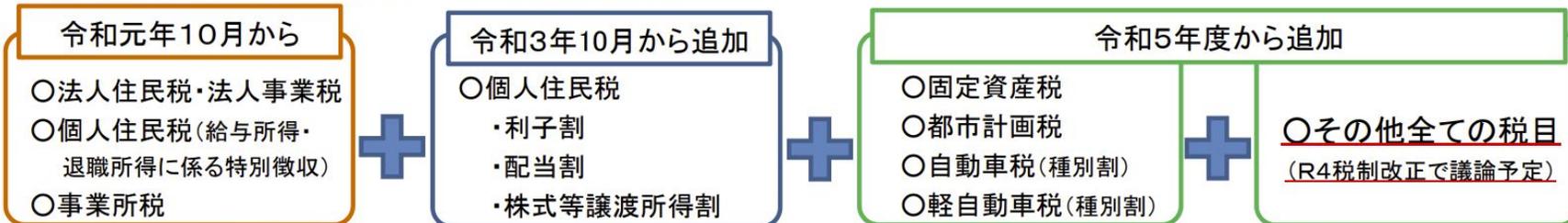
※ 法定外税を含めその他の税目の申告手続についても、順次、オンライン化を実現する方向で検討。

- eLTAX(地方税共通納税システム)を通じた電子納付は、主として法人を対象とする税目から順次、対象税目を拡大。令和3年度税制改正において、個人の納税者にも納付機会が多い固定資産税等4税目についても対象に追加。【令和5年度から。法令改正済】
- 今般、地方税統一QRコードを活用した納付に係る仕組みの構築に目途がついたことから、これを契機に、eLTAXを通じた電子納付の対象を全税目に拡大するため、所要の措置を講ずるべきである。

■eLTAX(地方税共通納税システム)を経由した収納(イメージ)



■eLTAX(地方税共通納税システム)の対象税目



※確定税額通知分から順次、希望する地方団体が活用可能。

消費生活相談デジタル・トランス フォーメーションアクションプラン 2022

2022年6月

- ◆ 消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプランは、消費生活相談等について、目指す将来像とそれに向けた作業の進め方について、現時点における計画を示したもの。
- ◆ 今後は、本プランに基づいて、関係者と協力しながら、細部を含めた検討、システム設計などを進め、DXを着実に推進していく。
- ◆ また、本プランは定期的に進捗状況を検討し、必要に応じ見直しを行うものとする。



2. 消費生活相談のDXの検討の進め方

DXのゴール（達成すべき目標）

- ① 消費者の、消費生活における被害の未然防止と被害最小化
- ② 消費者が困ったときに寄り添うセーフティネット（被害救済）
- ③ ①、②を通じて実現される 消費者と事業者が対等な立場で行う健全な経済社会活動の下支え

DXにおいて重視する価値

- 消費者のことを第一に考える（利便性の向上、デジタルに不慣れな方への配慮を忘れない）
- 現場の相談員が十分に力を発揮できる環境づくり（働きやすさの向上）
- 相談データの有効活用（相談の質の向上、消費者被害防止に役立てる）
- 社会環境の変化への対応（デジタル化社会、高齢化社会、感染症や災害時への柔軟な対応）
- 地域の課題への対応（小規模自治体地域の機能維持、相談員の担い手不足、見守り・啓発など地域の活動強化）

DXの検討の範囲

DXのゴールを達成するため、消費者の視点に立って、消費生活相談業務全般（入口から出口）及びその周辺領域との連携について、一連の流れとして捉え、以下の内容を幅広く検討する。

- | | | |
|------------------|---------------|--|
| ① 相談・苦情、問合せ、情報提供 | ④ 消費者教育・見守り | ⑥ 業務システム（PIO-NET、越境消費者センター（CCJ）システム、事故情報データバンクシステム等） |
| ② あっせん | ⑤ 消費生活センターの運営 | ⑦ 電話系通信システム |
| ③ 相談データの利活用 | | |

DXの検討の方法

- 過去の取組から教訓を得つつ、現状を分析する。また、将来発生する課題に対応するため、2040年頃の社会環境も見据えながら、バックカスティング（未来のあるべき姿から逆算して今やるべきことを考える思考法）による検討を行う。
- 民間の顧客対応窓口などで、利用されている管理手法やノウハウやCRM（カスタマーリレーションシップマネジメント）システムなどを活用した相談業務の実現可能性や有効性などを複数の相談現場とともに検討・検証する。

現状分析

- 消費者トラブルとは関係のない相談が寄せられる
- 相談対応に参考となる資料がバラバラで探しにくい
- あらゆる相談に対応しなければならず、自己研鑽が欠かせない
- 相談情報の入力負担が大きい
- 専用端末がインターネットに接続できない
- 専用端末、固定電話でしか相談対応できないので職場に行かないといけけない
- 相談情報の入力に、きめ細かいルールがあり、負担感がある

- 相談員の担い手、成り手がおらず、困っている
- 相談員が入力した相談情報を確認し、決裁するのが大変
- 個人情報の取扱いを慎重にしないとけけない
- 予算を確保しないとけけない
- 併任・兼務で、職員の体制が不十分なところもある



相談員



消費者



消セン職員



国セン



消費者庁



- 相談で、どのようなサービスが受けられるのか、わかりにくい
- 相談受付時間中に相談する時間が確保できない
- 特に都市部は電話がつながりにくい
- メール、SNSなどのデジタルチャネルに対応していない
- 解決方法をwebで調べたが見つからない

- 消費生活センターごとに業務方法にばらつきがあり、全ての要望を聞くのは難しい
- 消費者庁や報道機関などから正確なデータの提供を求められる
- 入力された相談情報のデータ補正に負担感がある
- データ利活用などの教育・訓練に時間を割けない

- 相談の最近の傾向を迅速に把握できない
- 政策の裏付けとなる相談情報の正確なデータがほしい
- 法執行の裏付けとなる相談内容の詳細な情報がほしい
- 検索・集計がわかりにくく、使いこなせない
- 検索・集計の習熟機会が乏しい

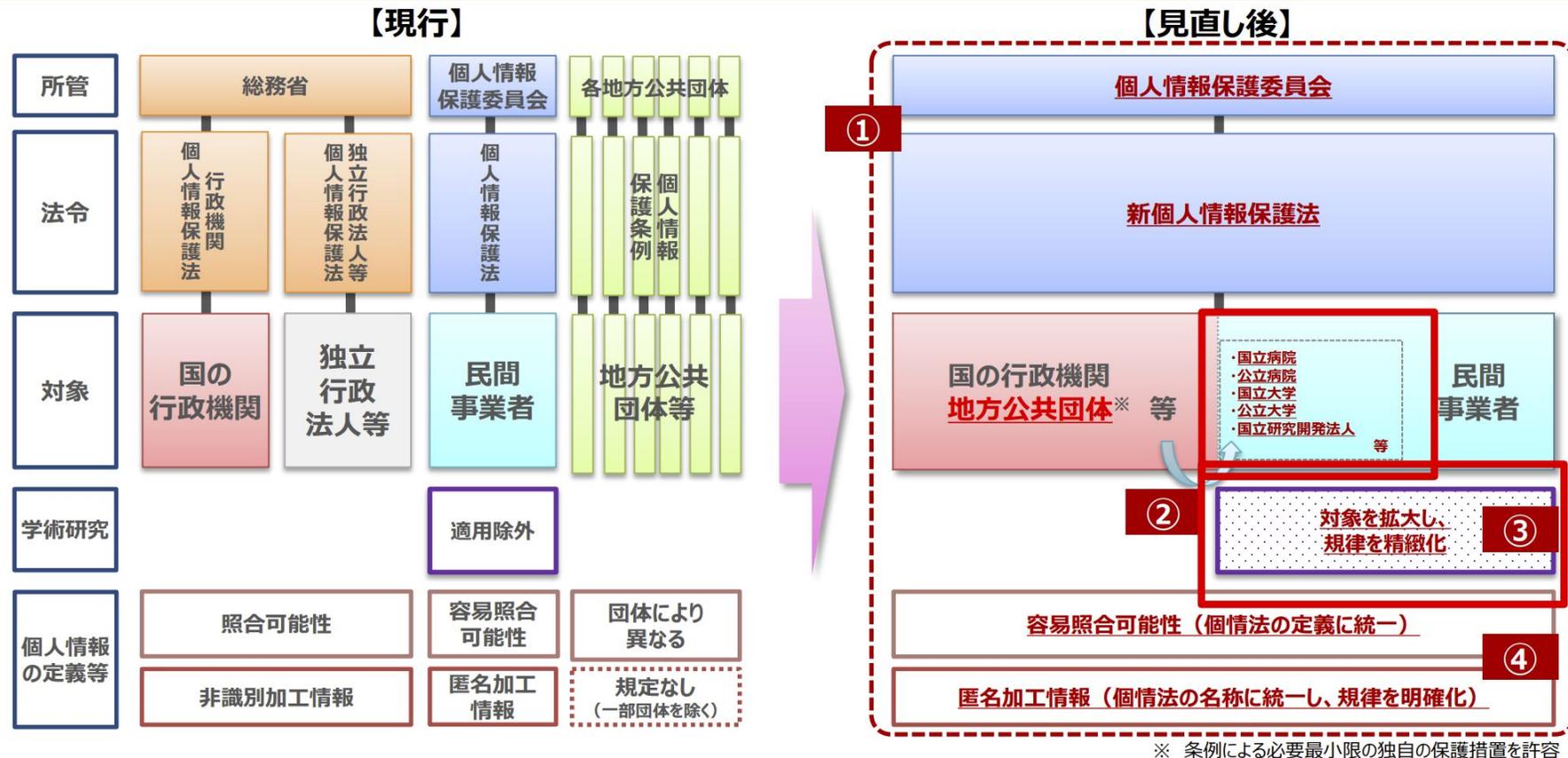
関係者ごとに視点の異なる課題が記載できないほど存在し、複雑に絡み合っている

DXを進めるに当たって

- ✓ 機械でもできることは機械にやってもらい、人の業務の負担軽減や高度化（人がやるべきことにより注力）を図る
- ✓ 現状を前提としてスタートせず、あるべき姿からサービス・業務を再構築する

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**3本の法律を1本の法律に統合**するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



個人情報保護制度の見直しに関する最終報告

個人情報保護制度の見直しに関する最終報告

令和2年12月

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース

はじめに

1. 総論的事項

1-1 法の形式及び法の所管

1-2 医療分野・学術分野における規制の統一

1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し(精緻化)

2. 個人情報の定義等の統一等

2-1 個人情報の定義等の統一

2-2 行政機関等における匿名加工情報の取扱い

3. 監視監督・事務処理体制

3-1 行政機関等に対する監視監督の在り方

3-2 行政機関等の開示決定等への不服申立ての扱い(情報公開・個人情報保護審査会の在り方)

4. 地方公共団体等の個人情報保護制度の在り方

4-1 法律による全国的な共通ルールの設定

4-2 規律の具体的内容

5. 個人情報保護法令和2年改正の公的部門への反映の在り方

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」(令和2年12月)(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/pdf/r0212saisyuhoukoku.pdf)。

自治体のDXと個人情報保護制度の関係

- 個人情報保護に関する法律の一元化等を通じて制度面でのデータの流通基盤が整備されれば、本計画における自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進と相まって、自治体におけるデータ活用の可能性が拡大することも認識すべきである。

総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(2020年12月25日)(https://www.soumu.go.jp/main_content/000726912.pdf)3頁

個人情報保護制度見直しの背景

1. 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、**公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。**
⇒ **個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要。**
2. 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、**官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。**
⇒ データ利活用の支障となり得る**現行法制の不均衡・不整合を是正**する必要。
 <不均衡・不整合の例>
 - ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
 - ・ 国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
 - ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
 - ・ 地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）
3. 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、**GDPR十分性認定**への対応を始めとする**国際的な制度調和**を図る必要性が一層向上。

○平成27年個人情報保護法改正法附則

附則第十二条

- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、**新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討**するものとする。

法の一元化

- 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を、現行の個人情報保護法をベースに1本の法律に統合し、**所管を個人情報保護委員会に一本化**



- 国際動向(GDPR)に沿う改正
 - ✓ **強力な法執行に裏付けられた高い保護レベル**
- 公的部門にも十分性認定を及ぼす可能性
 - ✓ 国立大学法人等が欧州からデータを受領する場合の不都合を回避
- **地方公共団体が残るが、どちらかといえば国内的問題(いわゆる2000個問題)**

公的部門と民間部門の規定の整合性

- 行政機関+独立行政法人等のうち、個人情報保護法に引っ越しをしないもの→行政機関の現行の規律を残す。
 - *行政機関法に明文がなく、民間部門の個人情報保護法に明文があるもの(2020年改正も含む)
- 行政機関+独立行政法人等のうち、個人情報保護法に引っ越しをするもの→民間の規律

【参考】一元化後の規律の適用関係

	民間事業者	規律移行法人等 ^{※1}	国の行政機関等 ^{※2} ・地方公共団体等
個人情報取扱事業者に係る規律 (現行個人情報保護法第4章第1節及び第2節を基本的にスライド)			
・利用目的の特定等、適正取得	○	○	
・正確性確保、安全管理措置	○	○	
・第三者提供制限	○	○	
・開示等請求	○		
・匿名加工情報の作成・提供	○		
国の行政機関等に係る規律 (現行行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法第2章～第4章の2を基本的にスライド)			
・保有制限、目的明示			○
・正確性確保、安全確保措置			○
・利用・提供制限			○
・個人情報ファイル保有の事前通知			○ ^{※3}
・個人情報ファイル簿の作成・公表		○	○
・開示等請求		○	○
・匿名加工情報の作成・提供		○	○ ^{※4}

- ※1 規律移行法人等とは、今般の一元化の機に、民間の個人情報取扱事業者と原則として同様の規律を適用すべき独立行政法人等、地方公共団体の病院・大学等及び地方独立行政法人を指す。
- ※2 国の行政機関等・地方公共団体等には、現行独立行政法人等個人情報保護法が適用される独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、規律移行法人等以外のものを含む。
- ※3 規律移行法人等以外の独立行政法人等に加え、地方公共団体及び地方独立行政法人については、事前通知の制度の対象外。
- ※4 地方公共団体については、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市に適用し、他の地方公共団体は任意で匿名加工の提案募集を実施可能とする。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

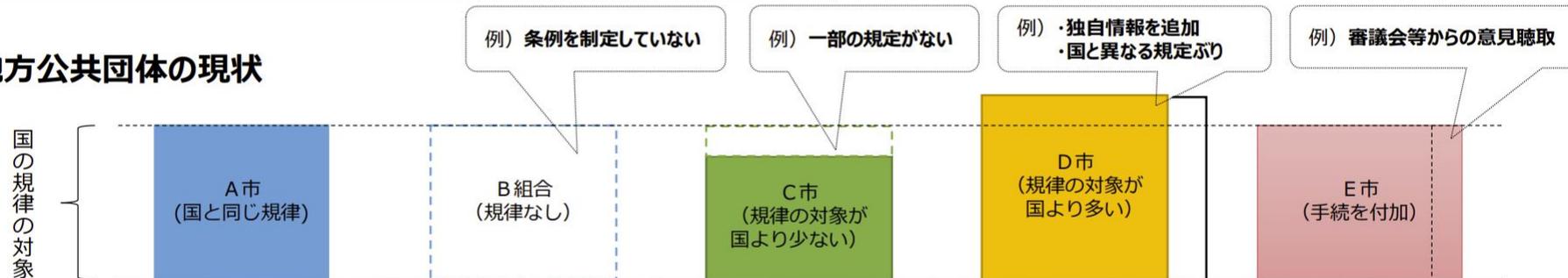
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定

- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出

- 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
- ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

施行準備

公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等） における個人情報保護の規律の考え方 （令和3年個人情報保護法改正関係）

令和3年6月



(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf)

- 現時点(2021年6月)において、公的部門全体を通じた規定の解釈等の概略を示す。
- 国の行政機関等、地方公共団体等の関係者の施行に向けた着実な対応を促す。
- 委員会として解釈等を示すことが有用な論点等を把握し、今後のガイドライン等の策定に活かす。

(左記資料2頁より)

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
（行政機関等編）

令和 4 年 1 月
（令和 4 年 4 月一部改正）
個人情報保護委員会

- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）を法に統合し、定義や基本概念については民間事業者に対する規律に統一化しつつ、全体の所管を委員会に一元化。
- ・ 地方公共団体の個人情報保護制度についても、従来は個別の条例で規律されていたものを、統合後の法に基づく全国共通ルールとして、行政機関及び独立行政法人等に対して新たに適用されるものと同様の規律を適用し、地方公共団体に対する規律についても、解釈運用・監視監督を委員会が一元的に担う仕組みを整備（令和 5 年春施行予定）。
- ・ 法律の統合に際し、令和 2 年の法改正で整備された規律を含む民間事業者に対する規律を参考に、行政機関及び独立行政法人等に対する規律を充実化するとともに、引き続き公的機関等として確保すべき権利保護の仕組みは維持。
- ・ 医療分野や学術分野に関係する公的機関に対して適用される規律は、官民連携による社会課題の解決の必要性を踏まえ、規律の不均衡の是正による円滑な官民連携の実現のために、民間事業者に対する規律に統一。

同ガイドライン5頁

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220420_koutekibumon_guidelines.pdf)

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド
(行政機関等向け)

令和4年2月
(令和4年4月一部改正)
個人情報保護委員会事務局

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_jimutaiou_guide.pdf)

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A
(行政機関等編)

令和4年2月
(令和4年4月更新)
個人情報保護委員会事務局

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_qa.pdf)

2 個人情報保護法施行規則の一部を改正する規則（概要）

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）第51条による個人情報保護法（以下「法」という。）の改正により、**地方公共団体等における個人情報等の取扱いに関する規律を法で規定することとなることに伴い、所要の規定の整備を行うもの。**

※整備法第50条による法の改正（行政機関・独立行政法人等）については、令和4年4月1日施行済。

規則の概要

①漏えい等の報告等を要する事態の追加

- 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい等に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規則で定めるものが生じたときは、委員会への報告及び本人への通知が必要（法第68条）

- 改正前の規則では、次のいずれかが発生し、又は発生したおそれがある事態を規定（規則第43条第1号から第4号）

- ① 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等
- ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等
- ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等
- ④ 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等

- ⇒ 条例要配慮個人情報の仕組みを設けた趣旨を踏まえ、次の事態について、**地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う報告及び通知の対象とするもの**を規定（改正後の規則第43条第5号）

⑤ 条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等

②条例を定めたときの届出の方法

- 地方公共団体の長は、法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、規則で定めるところにより、委員会に届出が必要（法第167条第1項）

- 委員会は、届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用等により公表（同条第2項）

⇒ **届出についても、原則として電子情報処理組織を使用する方法（注）により行うこととするもの**（改正後の規則第70条）

（注）電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、所定の届出書を提出する方法

③施行日

令和5年4月1日（整備法第51条の規定の施行の日）

3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正（概要）①

- 整備法第51条による個人情報保護法（以下「法」という。）の改正に伴い、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を改正する。
- **今回の改正案については、昨年7月及び11・12月の2回にわたり実施した全国の地方公共団体を対象とした説明会においていただいた質問や、説明会前後に提出いただいた意見等（延べ2000件超）も踏まえ、立案した。**
- なお、整備法第51条による改正後の法（※）において新たに法の適用対象になる地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、行政機関及び独立行政法人等と同一の条項が適用されることになることから、ガイドラインにおいても、これらの条項については行政機関及び独立行政法人等と同じ記述が適用されるものとする。

（※）これに基づく政令、規則も含む。以下同じ。

事項	整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 (下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所)
① 条例要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報として、「条例要配慮個人情報」が新設（法第60条第5項）。 ➢ 条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体等による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に反することを説明。
② 「地域における事務」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法第61条第1項（個人情報の保有の制限）及び第69条第2項第2号・第3号（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）の「法令の定める（所掌）事務又は業務」には、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」が含まれることを説明。 ➢ 法第69条第1項（目的外利用及び提供の禁止の原則）の「法令に基づく場合」には、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは含まれないことを説明。
③ 死者に関する情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 死者に関する情報について、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となることを説明。

3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正（概要）②

事項	整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 (下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所)
④地方公共団体に置く審議会等への諮問	<ul style="list-style-type: none"> • 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。 ➢ 「特に必要な場合」につき、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合がこれに当たる旨と併せ、求められる専門的知見として、サイバーセキュリティに関する知見を例示。 ➢ 地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律と解釈が個人情報保護委員会に一元化された整備法第51条による法改正の趣旨に反することを説明。 ➢ 施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用について、施行後は改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要があることを説明。
⑤地方公共団体による必要な情報等の提供の求め	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができ（法第166条第1項）、情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに同委員会に連絡することが望ましいことを説明。 ➢ 個人情報の保護に関する条例を定めるに当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、同委員会に連絡することが望ましいことを説明。
⑥条例との関係	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法において条例への委任規定が設けられている事項（例：本人開示等請求における手数料（法第89条第2項））及び一定の事項について条例で定めることが許容されている事項（例：個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）、本人開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条））について説明。 ➢ 個人情報の保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されないことを説明。 ➢ 法と重複する内容の規定を条例で定めることについて、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした整備法による法改正の趣旨に照らし、許容されないことを説明。

※ 地方公共団体から提出いただいた質問等の大部分を占める、改正後の法の下における具体的な運用解釈を問うものについては、今後の事務対応ガイドやQ & Aの策定・見直しにおいて、対応する記述の追加等を行っていく予定。

※ 本改正によるガイドライン（行政機関等編）の施行日は、令和5年4月1日。

個人情報取扱い

- 個人情報の保有について、地方公共団体等にも行政機関個人情報保護法と同等の規定を適用する。
- 個人情報の目的外利用・提供について、地方公共団体等にも行個法と同等の規定を適用する。「相当な理由」や「特別な理由」についてはガイドラインに基づく運用を行う。
- **オンライン結合制限規定は設けない。**

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース・前掲「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告36～37頁

条例で定める独自の保護措置

- 共通ルールよりも保護の水準を下げるような規定を条例で定めることは、法律の趣旨に反するものとして認められない。
- **地方公共団体が条例で独自の保護措置を規定できるのは特にそのような措置を講ずる必要がある場合に限る。** 条例を定めたときは、個人情報保護委員会に届け出る。個人情報保護委員会は、必要に応じ、助言等の適切な監視を行う。地方公共団体の条例に基づく事務処理が違法又は著しく適正を欠く場合、国は、地方自治法等に基づき、助言、勧告を通じて是正を促すほか、是正の要求を行うこと等ができる。
 - ✓ 要配慮個人情報:「LGBTに関する事項」「生活保護の受給」「一定の地域の出身である事実」等
- **個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等に意見を聴く必要性は大きく減少する。** 今後、審議会等の役割は、地方公共団体等における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議に重点が移行していく。

審議会等の役割

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが**特に必要であると認めるとき**は、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。



- 細則を策定する場合
- 個人情報ファイルを保有しようとするときの長への報告のような行政機関等の内部規律を設ける場合
- 地域の特性に応じて、条例要配慮個人情報を設けたり、開示決定等の期限を短縮する条例を設ける場合

*条例で独自の規定を設けることが可能な場合に、当該規律に違反した者に対する罰則を条例で規定することは可能

(参考) 令和3年改正個人情報保護法の想定スケジュール

